

第15回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月11日（月） 午後2時00分から午後3時25分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	14	今井 百合
委員	4	保井 章	委員	15	川村 克己
委員	5	林 廣美	委員	16	寺田 勝典
委員	6	伴 慎也	委員	17	瀧井 和雄
委員	8	松下 富男			

5. 欠席委員 議席 7番 小倉 剛 委員
議席13番 福井 幸生 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席14番 今井 百合 委員
議席15番 川村 克己 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第72号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第74号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

○報告案件2 土地改良事業参加資格交替承認報告について

6) 報告事項

○広報編集委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長 大谷 茂

局次長 村田 浩司

局長補佐 福田 悟司

係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 第15回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長

- ・「緊急事態宣言」解除後も引き続き基本的な感染対策の徹底
- ・国における令和4年度の農業委員会組織関係予算要求の概要
- ・県農業会議常設審議委員会で初のWEB会議

事務局長 北田会長、ありがとうございました。

事務局長 それでは、これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行をさせていただきます。

総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席7番小倉剛委員と議席13番福井幸生委員の2名で、遅参届出は、議席16番寺田勝典委員の1名で、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は16名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席14番今井百合委員と、議席15番川村克己委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。

最初に、議案第72号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

3条調書、整理番号11番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第72号、整理番号11について説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は農業振興地域外の白地農地です。

譲受人は、譲渡人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。なお、譲受人の経営農地面積は7アールですが、所有する隣接農地と一体的に利用することから、農地法第3条に定める下限面積要件の例外規定により、許可要件は満たします。譲受人は申請地で野菜を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号11番については、議席17番瀧井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番瀧井です。

9月13日、富川農地利用最適化推進委員と共に、申請者の代理人から説明を受けて、現地確認いたしました。

譲受人は以前、多くの農地を所有し耕作を行われていましたが、開発により耕作農地が激減し、残りの農地で野菜を栽培しておられましたが、今回近くで栽培されている野菜畑が、この後の専決処理報告の5条調書にある開発に関係することとなり、代替地を求められていましたところ、譲渡人が高齢により耕作が難しくなったことから、双方の合意により申請されたと説明を受けました。申請農地の周辺は、同様の畑地であり、また、水口神社の東側に位置し、周辺は、甲賀市の中心市街地が広がっており、周辺農地への影響もないものと考えられます。このことから、許可相当であると考えます。下限面積の特例を受け、3条申請されました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号11番富川推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号11番富川です。

譲受人は地元でも昔からすごく熱心に農業をされている方で、これからも農業に精を出していただけると考えると、とてもうれしく感じております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

【寺田委員入室】

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号11番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号11番については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号12番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号12番について説明します。議案書は2ページ、参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
譲渡人は、農地を相続したものの、管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて梅の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 整理番号12番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号3番田畑です。
譲渡人は令和元年に、この土地を相続されました。この土地は以前から水利の状況が悪く、この地域全体が不耕作地となっており、申請地も同様に不耕作地です。そうしたことで、これ以上荒廃することに危機感を持っておられます。昨年7月に、現在の譲受人に申請地の近くの土地を売り渡しておられ、今回も譲受人に相談されたところ、快く引き受けられました。譲受人は既に除草し、現在畑業態として耕作ができる準備作業をしておられます。9月7日に綾戸最適化推進委員と現地を確認し、不耕作地が解消されることは喜ばしいことであり、また地元農業改良組合長の同意も得られており、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号17番綾戸推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 本案件地は、長年耕作ができず、荒れ放題となっていた所です。今回、譲受人の農地の近くに果樹園があるため、売買により農地のまま引き継いでもらうことになりました。何ら問題なく許可相当と考えられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号12番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号12番については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号13番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号13番について説明します。議案書は2ページ、参考図は3ペー
ジ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は、高齢のため農地の管理が行えないことから、譲受人と、農地の所有権
移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて梅の栽培を行う予定で
す。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可
要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号13番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

本件は先ほどの3条調書12番と同地域であり、周囲の土地はすべて水利状況
が悪く、不耕作地となっております。譲渡人は高齢で、耕作は不可能であり、譲
受人に相談されたところ、快く同意されました。譲受人は、先ほどの12番と同
様、既に除草し、畑地として耕作ができるよう準備されております。9月7日綾
戸最適化推進委員と現地を確認し、現状の不耕作地を再生され、耕作されること
は大変喜ばしいことです。地元の改良組合長の同意も得られており、許可相当と
判断をいたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号17番綾戸推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読
させます。

事 務 局 本案件地も、整理番号12番と同様、何ら問題なく許可相当と考えられます。
なお、現地確認は整理番号12番、13番とも9月7日に行いました。以上で
す。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

- 議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 　【質問等なしの声】
- 議 長 　ご質問等も無いようですので、整理番号13番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　【挙手全員】
- 議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号13番については、許可とすることに決定いたします。
議案第72号については、以上であります。
- 議 長 　続きまして、議案第73号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号30番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　議案第73号、整理番号30番について説明します。議案書は4ページ、参考図は5ページ、6ページ、土地利用計画図は7ページです。申請地は、都市計画区域外の第3種農地です。
譲受人は申請地を購入し、住宅の庭にするとして申請されました。計画によると、新たな造成は行わず、住宅の庭として家庭菜園などに利用されます。雨水排水は、現状どおり地下浸透とされます。隣地に耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、土地代金は隣接する不動産購入時に支払い済みです。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 　整理番号30番については、議席7番小倉委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 　9月17日に、谷川推進委員と現地確認を行いました。譲受人は大阪から移住し、定住されることを強く望んでおられます。周辺農地に影響はなく、地元改良長、区長の同意も得られています。許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
- 議 長 　続いて、区域番号12番谷川推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号12番谷川です。
小倉委員と9月17日に現地を確認させていただきました。特に問題もなく、許可相当と考えます。皆様のご審議をお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 田畑委員。

田畑委員 議席3番田畑です。
この土地は空き家対策で取得されるのか、この土地だけ購入されるのか、教えていただきたい。

議 長 事務局。

事務局 参考図7ページの土地利用計画図の822番の空き家及び822番2の庭、823番の農地を不動産業者からあっせん受けて購入されております。その時に、今回の申請地822番2と823番はどちらも農地ですが、そこに関しては、不動産業者から仮登記をしておき、20年経過した後、法務局に届出すれば、時効取得で容易に取得できるとの説明を受けて、購入されています。しかし、それではおかしいので、本来の手続きをされました。今回、空き家バンクを利用したものではありませんので、空き家の附随の農地としての扱いはできませんので、一部畑として使うことで822番2は申請されております。
823番は青地ですので、今年見直しをしている甲賀農業振興地域整備計画で、地域の改良組合長等に意見聴取をする際、農用地除外となれば、その後、改めて5条申請をされるということで協議をしています。申請者は、最初は全く解らず、不動産業者の言うようにしておられましたが、最終的には本来の手続きをされます。以上です。

議 長 田畑委員。

田畑委員 空き家に附随した農地の購入と解釈すればよいのですか。

議 長 事務局。

事務局 空き家、建物土地すべて含んでの売買となっております。

田畑委員 分かりました。

議 長 他にご質問等ございませんか。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号30番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号30番については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号31番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号31番について説明します。議案書は5ページ、参考図は8ページ、
9ページ、土地利用計画図は10ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の
第1種住居地域内の第3種農地です。

譲受人は申請地を購入し、住宅を建築するとして申請されました。計画による
と、建築面積119.24平方メートル、延べ面積104.34平方メートルの住
宅を建築されます。敷地のうち、建物周辺部分は30センチ程度の盛土をされます
が、コンクリートブロックによる土留工をされることで土砂及び雨水排水の流出を
防いでいます。雨水排水は、自然浸透及び既設水路への放流により処理されます。
以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転
用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借入
れとされます。

以上、農地法 第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満た
していると判断しました。以上です。

議 長 整理番号31番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

譲受人は現在、両親と同居をされておられますが、家族が増え、住まいも手狭
になり、新しく別棟を建てる計画をされておられます。土地を探しておられたと
ころ、現在お住まいの隣地の譲渡人にお問い合わせ、話がまとまり売買が成立しま
した。両親の家と地続きで、将来的には何かと利便性があり、お互いに喜んでお
られます。排水対策は自然浸透で処理されますが、しきれない場合は既設の水路
で対応されますので、周囲への悪影響は全くないと考えております。区長、改良

組合長の同意も得られており、加えて最適化推進の関係からも、許可相当と判断しました。なお、現地確認は9月18日、綾戸推進委員と行っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号17番綾戸推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 本案件地は、以前から譲渡人の土地を畑として使用していた場所ですが、今回親族の居住地として売買によって譲り受けることとなりました。近隣農地に影響はなく、許可相当と考えられます。なお、現地確認は9月18日に行いました。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号31番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号31番については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号32番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号32番について説明します。議案書は5ページ、参考図は11ページ、12ページ、土地利用計画図は13ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。

譲受人は申請地を賃借し、太陽光発電施設を設置することを目的として申請されました。申請地は第2種農地ですが、他の候補地と比較して用地選定を行われており、他に適当な代替地が見つからなかったことからやむを得ないと考えられます。計画によると、太陽光パネル360枚、パワコン9台を設置、発電設備としての発電出力は49.5キロワットとなっています。造成は行わず、不耕作となっている田の一部を、現況地盤のまま利用されます。杭を打ち、架台、パネル等を設置し、事業区域はフェンスで囲われます。雨水排水は自然浸透とされています。浸透能力を超える雨水排水は、申請地東側の農地に流出することが考えられますが、そこは

元々、譲渡人が所有する同一筆の田であり、転用による被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。発電事業に関しては経済産業省の認定済みです。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号32番については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

ここはもともと水田でしたが、水田をするに於いての水利は横の川からのポンプアップで、道路も狭く、農機具等通るところもかなり狭い場所で水田また耕作には少し不向きな土地です。今まで譲渡人は何とか草を刈って維持されてきましたが、高齢でもあり、今後の管理が難しく、譲受人と相談で太陽光発電施設設置をし、管理を進めていくことで、同意されました。排水に関する説明は事務局の説明のとおりで、横には川があり大水の際の対応は可能だということ、この土地の周辺に田や耕作地が一切ありませんので、他には影響が全くないものと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号22番清水推進委員が欠席ですので、事務局から意見書を朗読させます。

事務局 当土地は水利が悪く、また長年耕作されておらず、周辺に与える影響もなく、太陽光発電設備設置に問題ないと考えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号32番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号32番については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号33番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号33番について説明します。議案書は6ページ、参考図は14ページ、15ページ、土地利用計画図は16ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。

譲受人は申請地を購入し、進入路にするとして申請されました。申請地は、以前から、農地の利用のために必要となる通路として利用されてきました。その農地が先月の第14回総会の議案第69号、整理番号25番で許可相当と決定された太陽光発電施設の用地となることで、農地の利用のための通路から、進入路とするための申請となっています。申請地は第2種農地ですが、当該地を転用し利用することはやむを得ないと考えます。新たな造成工事はなく、現状のまま利用されます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号33番については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

元は耕作地への進入路で、今回、太陽光発電施設への進入路としての使い方が変わります。元から車が通るための道でしたので、今回の申請に対して何ら変更はありません。要はその土地の名義だけが変わるイメージで、農地としての利用には何の影響もないと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号23番杉本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号23番杉本です。

この進入路については、東側に先月転用申請のあった太陽光発電施設の西側にあたり、西側は古い建物が残っているだけで、進入する農地はありません。今後、以前のおり道として利用されることが適切で、今回の農地利用最適化の推進に支障はきたしません。ご審議よろしくよろしく願いいたします

- 議 長 　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 　　【質問等なしの声】
- 議 長 　　ご質問等も無いようですので、整理番号33番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手多数】
- 議 長 　　挙手多数でございます。
よって、整理番号33番については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 　　続きまして、整理番号34番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　整理番号34番について説明します。議案書は6ページ、参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画図は19ページです。申請地は、都市計画区域外の第2種農地です。
譲受人は申請地を購入し、ガソリンスタンドの敷地増設及び、道路用地とするため、申請されました。申請地は第2種農地ですが、既存施設の敷地増設計画であり、他の土地で実施できないことからやむを得ないと考えられます。計画によると、申請地と既存施設との間の市道の払い下げを受け、申請地と合わせて、既存施設敷地の増設及び市道の付け替えをされます。造成工事は、敷地全体に盛土をされます。敷地北側には擁壁及び水路を設置されるので隣接農地への土砂の流出はないと考えられます。雨水排水は、外周水路に集水、油水分離層を經由し国道横断管へ放流されます。汚水は公共枿から下水道へ放流されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。市道の付け替えに関しては、道路法に基づく申請、道路区域の変更告示、市道の用途廃止、寄付申請及び払い下げまでの流れについて協議、調整済みであることを担当課に確認しています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 　　整理番号34番については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。
- 担当農委 　　議席番号12番田井中です。
9月13日に鶉飼推進委員と共に現地を確認し、申請者から申請理由を聞きま

した。このガソリンスタンドは、国道307号沿いにあり、20年が経過しており、一部施設の老朽化が進み、また時代の流れに対応したセルフサービス方式の給油設備の導入が必要となったことから、今回隣接の農地を取得し、事業の拡大を図られるものです。心配される排水は、油水分離層を通し国土の側溝に放流される計画であり、周辺農地への影響はないと考えられます。また、集落の農地利用の最適化の推進に支障がないことから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号39番鶴飼推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号39番鶴飼です。

申請地は宅地に隣接した農地で、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化推進に支障はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号34番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号34番については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号35番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号35番について説明します。議案書は6ページ、参考図は20ページ、21ページ、土地利用計画図は22ページです。申請地は、都市計画区域外の第3種農地です。

譲受人は使用貸借により、申請地で住宅を建築するとして、申請されました。申請地の北東隅には、以前、農業用倉庫が建築されていきました。また、現在は、敷地内、南側に農業用倉庫が建築されています。これらはいずれも、許可不要の、倉庫への進入経路を含めて、2アール未満の農業用施設のための転用にて整備されています。計画によると、実家に隣接する申請地に、建築面積52.17平方メートル

ル、延べ面積98.54平方メートルの住宅を建築され、許可不要で整備した施設とともに、住宅用地として利用されます。新たな造成工事はなく、雨水排水は自然浸透及び、既設水路への放流処理をされます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借入れとされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号35番については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番田井中です。

9月13日に大西推進委員と共に現地を確認し、譲渡人から申請内容を聞きました。譲受人は譲渡人の家族で、譲受人の新居が必要となり、本屋と隣接した畑を新居用地として転用されるものであります。当該地は住宅が並ぶ集落内にあり、周辺農地への影響全くありませんので、許可相当と判断しました。また最近この雲井地域においても、他の利便性の高い地域へ出て住居を構えるケースが多々あり、人口減少をたどっております。今回の事例は地域にとって好ましい状況だと言えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号40番大西推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号40番大西です。

周囲に悪影響はありませんので、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号35番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号35番については、許可することに決定いたします。

議 長 続きます、整理番号36番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号36番について説明します。議案書は7ページ、参考図は23ページ、24ページ、土地利用計画図は25ページです申請地は、非線引き都市計画区域内の、準工業地域内の第3種農地です。譲受人は申請地を購入し、住宅を建築するとして申請されました。

計画によると、建築面積66.81平方メートル、延べ面積123.58平方メートルの住宅を建築されます。申請地は道路部分よりも高いことから、周辺と高さを合わせるため、全体的に切り土を行われます。雨水排水は、道路側溝に放流されます。隣地に耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借入れとされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号36番については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番寺田です。

9月8日に山本推進委員と共に現地において、申請人代理人から説明を受けました。申請地は、譲渡人が高齢ということもあり、長年管理はできておりませんでした。利用状況に野菜とありますが、近所の3軒の方が草刈管理をし、一部野菜花等を作らせて欲しいということで管理をされたようです。周辺が一般住宅で、周辺に農地もなく、今回の申請に関しては何ら問題ないものと考えます。また土地利用計画図に道路部分に土地がはみ出ていることになっておりますが、この道路についても持ち出し道路ということで、周辺の方と合意され、4メートル道路幅を残して住宅を建築されます。許可相当であると判断します。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号42番山本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号42番山本です。

特に補足説明はございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号36番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号36番については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号37番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号37番について説明します。議案書は7ページ、参考図は26ペー
ジ、27ページ、土地利用計画図は28ページです。申請地は、非線引き都市計画
区域内の白地農地で、第2種農地です。譲受人は申請地を使用貸借、地上権設定に
より、太陽光発電施設を設置するとして申請されました。申請地は第2種農地です
が、日照条件、自然災害の恐れがないことなどの条件で候補地を絞ったうえ、他の
候補地と比較して用地選定を行われており、ほかに適当な代替地が見つからなかつ
たことからやむを得ないと考えられます。

 計画によると、太陽光パネル224枚、パワコン10台、キュービクルを設置、
発電設備としての発電出力は49.5キロワットとなっています。新たな造成工事
はなく、雨水排水は、自然浸透及び西側敷地との境界にある既存水路を改修し放流
処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えら
れます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。発電事業に関し
ては経済産業省の認定済みで、計画に合致した内容に変更手続き中です。また、事
業に要する資金は自己資金とされます。

 以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号37番については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番寺田です。

 9月3日に山本推進委員と共に申請者から説明を受けました。申請地は三重県
との県境ということもあり、ほとんど耕作をされていない状態です。西側に一軒
水稻栽培をされておりますが、この方の話では、荒廃が進むにつれて、素掘り水
路ではその管理ができないことで排水に困っておられたそうです。今回の申請に
より、この太陽光発電設置業者が西側に素掘り水路の改修ということも、説明に
ありましたとおり、しっかりと管理されることで承諾もされておりますことか

ら、許可相当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号42番山本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号42番山本です。

以前から周辺部はだいぶ荒地になっておりますので、太陽光発電設備設置をすれば、環境も良くなると思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号37番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号37番については、許可とすることに決定いたします。議案第73号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第74号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第74号について説明します。議案書は8ページからです。

今月の決定は37件で、借り手、貸し手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。

9ページの利用権等設定総括表をご覧ください。貸借権の設定の面積は152,548平方メートルです。また、借り手の農地台帳による農業経営状況は、22ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第74号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第74号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

議案第74号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。

報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は23ページから25ページ、参考図は29ページから33ページです。

今月は、農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が5件です。内訳は第4条では、駐車場が1件、第5条では、分譲宅地が2件、住宅建築が3軒です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 質問等がありませんので、続きまして、**報告案件2「土地改良事業参加資格交替承認報告について」**、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は26ページです。

土地改良事業の参加者が、耕作者から土地所有者に交代することの承認が1件ありました。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 田畑委員。

- 田畑委員 議席3番田畑です。
もう少し、詳しい説明をお願いします。
- 議長 事務局。
- 事務局 現在、野洲川沿岸上流地区において用水施設等の整備のため、県営土地改良事業、野洲川沿岸上流2期地区が実施されています。
この土地改良事業に参加する資格者は、現在、農地を耕作している方となり、農地を耕作していない農地所有者は資格者とはなれません。しかし、土地改良法第3条第1項第2号の規定により、農地所有者が農業委員会に参加すべき旨の申し出を行い、農業委員会が承認した場合は農地所有者が資格者になれます。
今回、土地改良事業の参加資格交替のため、土地改良法第3条第2項の規定に基づき土地所有者、耕作者の連名にて申出書が提出されました。この申請に関し、7日以内で承認するか否かの回答が求められており、内容を審査した結果、所有者への参加資格交替に対し双方合意のもとによるため、特に支障となることはないと考えられることから役員会に諮り、承認を得て専決処理したものです。以上です。
- 議長 田畑委員、よろしいか。
- 田畑委員 はい。
- 議長 他にご質問等ございませんか。
- 議長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。
- 議長 続きまして、報告事項に入ります。
最初に、**報告事項1「広報編集委員会報告事項」**について、お願いします。
- 今井副委員長 ・第1回広報編集委員会
- 議長 続きまして、**報告事項2「事務局報告事項」**について、お願いします。
- 事務局 ・経過と予定
・9月総会議案第69号 県農業会議常設審議委員会の報告
・委員パトロール（8月）の実施報告
・経営改善計画認定申請審査結果
・青年等就農計画認定申請審査結果

議 長 報告事項は以上です。
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 北田会長、会議を進行いただき、ありがとうございました。
それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申し上げます。

副 会 長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。